大勢三轉考

中

210.04
D34t

職の代

大寶元年の紀に云。正月朔。天皇御大極殿受朝。其儀於正門。樹烏形幢。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者。陳列左右。文物之儀於是備矣。とあるに見えたる。あらたや長柄大津の二世代より。世々これをたゞし始へる。大制度始ひらくのひらく。骨の代。今ぞ職の代にぞ移り変れる時にあたれり。官職の制もて。其位職員の二令に備り。選叙考課の如條に詳にして。其餘格式を加へつゝ。のちの世に出るもの八。更に称ふまでも施されて。今其代の跡を

国立国会
29.7.22
図書館

338217

論ふまでハ。事に引きていはまほしきことゞもを国史。抄
推古の御世十一年始て冠位十二階（徳。仁。禮。信。義。智。大小ありて。十二階）
なりし年。冒の始ハこゝに見えたり。旧事紀廿七年の条に。孝悌。仁。儀。義。礼。智。信。祇。典に配して。十二階の爵位を制られし事見えたれど。いかゞあらん。
さて制られて後。孝徳大化三年。七色一十三階之
冠を制らる。其ハ一曰織冠有大小二階。以織為之。
以繍裁冠之縁。服色並用深紫。二曰繍冠有大小二
階。以繍為之。其冠之縁。服色並同織冠。三曰紫冠有
大小二階。以紫為之。以織裁冠之縁。服色用浅紫。四
曰錦冠有大小二階。其大錦冠以大伯仙錦為之。以
織裁冠之縁。其小錦冠以小伯仙錦為之。以大伯仙
錦。裁冠之縁。服色並用真緋。五曰青冠以青絹為之。
有大小二階。其大青冠以大伯仙錦裁冠之縁其小
青冠以小伯仙錦。裁冠之縁。服色並用紺。六曰黒冠
有大小二階。其大黒冠。以車形錦。裁冠之縁。其小黒
冠以菱形錦。裁冠之縁。服色並用緑。七曰建武。（初位又名立身）
黒絹為之。以紺裁冠之縁。別有鐙（ツホカフリ）冠。以黒絹為之。其
冠之背張漆羅。以縁與鈿（ウス）異其高下。形似蟬。小錦冠
以上之鈿。雜金銀為之。大小青冠之鈿。以銀為之。大
小黒冠之鈿。以銅為之。建武之冠無鈿也。此冠者大
會饗客。四月七月齊（ヲガミ）時所著焉。（四年夏四月辛亥朔。罷古冠。左右大臣猶著古冠。）中ゝ

五年二月十九階乃冠を制らる。一曰大織。二曰小織。三曰大繍。四曰小繍。五曰大紫。六曰小紫。七曰大華上。八曰大華下。九曰小華上。十曰小華下。十一曰大山上。十二曰大山下。十三曰小山上。十四曰小山下。十五曰大乙上。十六曰大乙下。十七曰小乙上。十八曰小乙下。十九曰立身となん。是月博士高向玄理。釋僧旻に詔して。八省百官を定む。さて後天智の御代三年に。天皇命大皇弟。宣増換冠位階名。及氏上民部家部等事。其冠有二十六階。大織。小織。大縫。小縫。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是為二十六階焉。改前華曰錦。従錦至乙。加七階。又加換前初位一階。為大建小建二階。以此為異。餘並依前。其大氏之氏上。賜大刀。小氏之氏上。賜小刀。其伴造等之氏上。賜干楯弓矢。亦定其民部家部とあり（後に冠位を定め。八省百官を置きて上れ。氏の高下を廣くしらしむるは皇国の百官を統べ給へるなり。民部家部なといへるも定め給へるなり。氏上なと門地を重んじ給ひしなり。扨氏ゞに属するものゝ絶せさる隆えしを務めけるなり）のしくて又。天武乃十四年に爵位を改らる。そは同紀に。丁卯更改爵位之号。仍増加階級。明位二階。浄位四階。毎階有大廣。并十二階。

以前諸王已上之位。正位四階。直位四階。勤位四階。
務位四階。追位四階。進位四階。毎階有大廣。并四十
八階。以前諸臣之位。ここへて。浅ひ千又文武大寶
元年三月。始依新令。改制官名位号とありて。ぞ付
親王明冠四階諸王浄冠十四階合十八階。諸臣正
冠六階。直冠八階。勤冠四階。務冠四階。追冠四階。進
冠四階。合三十階。外位始直冠正五位上階。終進冠
少初位。下。合二十階。勲位始正冠正三位。終追冠從
八位下階。合十二等。始停賜冠。易以位記。語在年代
暦。又服制親王四品已上。諸王諸臣一位者。皆黒紫。

諸王二位以下。諸臣三位以上者。皆赤紫。直冠上四
階深緋。下四階淺緋。勤冠四階深緑。務冠四階淺緑。
追冠四階深縹。進冠四階淺縹。皆漆冠。綺(カンハタ)帯白襪。黒
革舃。其袴者直冠以上者。皆白縛(クヽリ)口袴。勤冠以下者。
白脛裳。授左大臣正廣貳多治比真人嶋正二位。大
納言正廣参阿倍朝臣御主人正從二位。中納言直
大壹石上朝臣麻呂。直廣壹藤原朝臣不比等正正
三位。直大壹大伴宿祢安麿。直廣貳紀朝臣麿。正從
三位又諸王十四人。諸臣百五人。改位号。進爵。各有
差。印本ニ又授られし位階。是く正從。正正打と紀あるハ。彼ちく誤ありて考ふべし
御主人朝臣ハ正二位。安麿宿祢麿朝臣ハ從三位なるべし

この後五月己亥。始改勤位已下之号。内外有位六
位已下者進階一級とぞ見えたり。抑この三月の
条ハ。よくせざれハ紛らはしき所あんなれ明。浄。正。
直。勤。務。追。進。八の階級ハ。天武十四年の位号と。同
じくして。明位二階。浄位四階。大広ありて合て十
二階を。明冠四階。浄冠十四階。合て十八階とし。諸
臣正位より進位迄。大広并四十八階を。正冠より
進冠迄にて。合三十階とせられ。大広乃級を止られし
て。正従の階を立られたるものなりき。さて外位
始直冠正五位上階。終進冠少初位下階。勲位始正
冠正三位。終追冠従八位下階とあれハ。此條も諸
この制なる倣ひ。これ正冠六階ハ。正従一位正従
二位正従三位の六階。直冠八階ハ。正従四位上下
正従五位上下并八階。勤冠四階ハ正従六位上下。
務冠四階ハ。正従七位上下。追冠四階ハ。正従八位
上下。進冠四階ハ大少初位上下までにて。この時親
王ハ明冠十品。諸王ハ浄冠何位。諸臣ハ正冠何位
直冠何位とぞやうにて授られし事のみえたり。然
して冠号ハ立られたれど冠を賜ふる事ハ停ら
れて。位記を賜ふる制と改られしハ。もの冠号

338,217

ハかきしのごとくにて。さて正一位従二位といふ
もんと同しさまなれとも。ほじめに八月に律令の撰
定成就の時にも。今の三十階に定められたるものに
そありけんぞ。その月五月に改勤位已下之号とはあ
るハ。すなハち勤冠以下の冠号を止られしものなる
んなれど。さればこそ正冠直冠の号ハ。猶のこりてあり
けんを。律令始成の時ぞ。はじめにこれをも止られし
ものなるべし　此紀三月より八月までの文をおもふに。六月壬辰の紀に。左大臣正二位多治比真人嶋。正二位石上朝臣麻呂あり。とあるハ。正冠正二位と記されたるを見れハ。三月に勤位已下の位号を改られしのこととなるべし。なほ正直の二冠ハ止られしものと思はるれど。さるにてもへきことなるを。勤位以下をさへあげしハ。猶正直の二冠のこされたる事の誤なりけるべし。大宝令る修にて。かの新令成りしハ。今條ごとにつきて省かれしなるべし。なほあらん。猶

考ふべきあり。さて親王四品諸臣三十位階ハ。官位令に定
りて。其間ちかくしく冠号ハ廃せるものと見るへ
きなり。さるハ上にいへる如く。位記を授けて冠を授
けれハ。ここに何冠何位と冠（カサナ）ねていへるのみなれハ。
冠号をハらしりのあるへきならねと。浄冠を廃られ
て。王臣の区別混られたりしがなきにあらず　近世官位の沿革をいへる諸書多かれど。天武十四年の十二階四十八階より今の官位令三十階をに至りて。この三月の改制を掲させたゝいはず。さて
推古の御世より冠位を制せられて後。御世々々
改換せるは。必便よからぬ故由ありし。その改え
られしものなるへし。とおもひて。今考るに由あり。そ

る制度一たひ定らるゝ上に。改られ来しなはる
へく思ひまゝ事なかりしを。皆其時の務まて。さまく
ま思ひ召しもりつ紛ひしもの也。其後く度職も唐
制を移されし。古のまゝなりしを變易つるもまし
あらはし。皇國は皇國として。自然神代のことを知り
消失し職員令條のもとめなり。太政官の有きを
次とし。神祇官を首てるまてに隆るべきあり。
うく令條を定られしかと。冗しき職も多かりし
ん。八省に附屬る職員を減省するは少かりし。さ
きくもはたなましもかゝぬまるもあるに。新加

の官ことさはこゝとなりし。内大臣中納言参議なと
いふやんことなく。弘仁の蔵人所。義和の撿非違
使なとはいふりて。いめさむるあらさきさまする
ほらなる説ハ何ときと。そもそも世なる法ての得失ハあ
めりとも。拙大物を論ふなハ。さもやはらんすハ
ともかれ。かゝ國ハ。いと上代より下まゝ人も徳
あるもの。事る御さて帝王とあり國ふりなきハ。
ま臣まいふりては。力量なきハ薪をとる山も川
な。高官まのありし。政をとり行ひ。席もと織る匠吏
も。國司とありし。民を治むるもとな例の事し

所きしも。黙野と事なやく容易く行はれしが。職を与
ましハ奴ゟ自己らのあへ職を奪へハ大臣ゟ奴とな
りて。其職ハまたなやられさりのなり。皇國ニ
ゟ其職を定めしこと八。さる定なしあれども。
國民いと〳〵異にして。大君達が定めしめ。前君達に
おきて。久方の天津御神。何ゝ今の國保御孫の御裔
ますして。孫継ぐに。天地のむた。神随知食ス大朝
廷也。何なるも仕奉るよう。氏と名とおのし共
也ハ。職りて其品を定むる代々成来しりとそ。其
家々の名きハ儼しくあるべき理なかりしなれ。山

御臣吏のきやけく高き其の限り。大君御民の奴
とれることなる御心ハはるべくもあらざらん。ここに
世ハ臣連の威権を打さきしも。両御代ニ法代の
官まで。不比等公よりして。藤原氏の威権。天の下
まこと足り。忽ち四の門をひらられ。大臣政さい
ある家ニそとよりなる。藤原仲麿ハ。寵ニ誇りて。おほき
みあるしらハ。令條の其号
を改めて。天乃下の威権を奪ひ。つきて道鏡らが進みて禅師
太政大臣ニ経昇り。つひに法皇とさへなられしハ。ゆゆしき
雲霧天津日の日光を。掩へりし比代ちはハ夢通のことゆすらぐ論
ふ無しくもあり〳〵へるも。終ニ子の孫ハ無き。降来りて。平氏大君
朝の九錫をかへ王と封されて。つひに代を奪ふる。例なき
をやめりしをあらん。しかしもうらんとかしきうとかくして
世〳〵ふる極ニ。忠仁公ニ至りて。清和の御門。御〳〵

ましゝかハ。後漢の霍光の例をとりて。始めて
摂政といふことを起りたる。抑摂政といふ事ハ
日本書紀。息長帯姫尊乃御巻に。群臣尊皇后曰皇太
后。是年也太歳辛巳。即為摂政元年とみえ。次に推
古紀に。元年夏四月庚午朔己卯。立厩戸豊聡耳皇
子。為皇太子仍録摂政以万機悉焉とみえたるを
もて。後世摂政の始といふめれど。さかいしく美
なる事なり。其故ハ神功皇后の紀をとらへて摂政
元年とせられしハ。書紀の誤れるを古事記にも。
仲哀應神と御代はきて。皇后の元年といふ事

なし。これ古の実にて。書紀ハ彼の修飾せられし
ものなり。されを宣長ハ記伝に論じて曰此記息
長帯比売命の治世をバ立ずて仲哀天皇乃次ハ直
に應神天皇なるを書紀にハ其間に此大后乃御
巻を立て。仲哀天皇崩御し明年を其摂政元年と
し其六十九年に至りて崩坐までをみな。されバ世とし
て。明年を取ん。應神天皇の元年とはせられたる
る。今此異（ケヂメ）を論ふなるに。先此記乃趣ハ當昔の実の
ありしく乃傳のまゝに記せるなり。彼記ハ漢國
乃例。後世の意をもて。さはやうにそ定めかへられたる

まのならひ。摂政故ハ。凡て上代の事由ハ。天皇崩坐
ぬる時ハ。即其太子の御代にて。太子又即天皇に坐
ぎさるハ。仲哀天皇既に崩坐てハ。品陀別命。御腹
由より。おのづから天皇に坐まして。其御代を摂行
けるを。然れども。いまだ生坐さね。御腹内に坐まし
ほどハ。臣連八十伴緒なども。大后の命に随ひ
けるゆゑに。大后親ら坐まして。敬ひ仕奉り給
ひて。よろづ其御心に随ひつゝ侍ひしかバ。御子ハ
自ら知召す。太子の如くに坐まして。太后と申しき。おのづから。
天皇のごとくにハ坐しまさりし。故日本紀風土記などにハ。此大后を天皇としも記されたるこそあれ

あるべし。摂政とも。又まつる其御代をも何べきよしはしる也。又摂政
なることを称も。そのかみハ無かりしことなり。摂政と云ふ物知人もなき
ことなる。さるハやがて漢國の例。後世の定めなどの物をも。ふるくさかのぼりての
呈りを称ひ。儒者などの。或ハ大后の臣位を僭て。帳もて。たるに僭り
のたまひしかど。其も申けるハ。あやまりなり。上代のおもむきの。よろづ
私きところなく。無かりしことを思ひまつりける。儒者のひがことを
知る實ハ見しかしら。御子の御坐すを。大后の御代に紀れハ何とも
讒り給ひしハ。みな摂政の御世なりとハ。後の世より。定めたるにぞ。
ることこそ。さきに大后ハ。凡て
あまつ日嗣をしろしめしてぞ。摂政と申しつべき。又實にも。本より
此御子ぞ天皇に坐まして。大后ハ其御世しろしめすは。
摂りたまふ。此記にも。其御世をバ。立てざりけり。
大后の御事は坐しましけるうへは。おのづから其御代の如くなりて。御子ハ知ろし
なすべきことのまゝに坐しける故に。其書の中にハ。此ほかの例にも準し
書紀などにも大后の御事のつぎに記して。天皇とハ申さず。かれたるを
記さるなど。うへのやうにまちやまちありて。当時の實のありしを
まことハ
皆ゆら摂るを。書紀に此大后の御巻を立て。摂政の

治世し其紀年を以て記されたらむとあらバ。彼記
ハ凡て上つ御代にもあるを。漢國の例後世の定の如く。
記しおかれたる書なれバ。此等ならば必さバやう
にあるべきことなるを。又是彼紀の撰の時のけしきの
勢ひけらざるハあらぬ義を以て正さんとならむ。太
后の御世をバ立ずして。その攝政元年とせられ
たる年を直に應神天皇元年とせんも可なるべく
やがてハ。其も彼と共に皆後世より強て定むる
ことにもあらば。固の事がハ犯せんに。何ぞてある
べき中に。彼書紀の定めも。天皇とハ書さずして。

なほ皇太后と書し。攝政とせられたるなどこそ。け
はひある御代にハ触るゝものから着に記しさる
まて。皆理あり。実のありさまにハ甚く背るゝ（攝政と云
稱。又其后の紀年を。強て立てられたるハ。実の事の有さまにハたがひたれども。
御代天皇にハましまさゞる差と。別につけもとなりたるゆゑハ。攝政前紀と云稱も立てさる
ことを得ず。中々漢に一代と立てたるハ。其年をも紀定にあるべきなり。若
その攝政元年をとくに應神天皇元年と改められなば。却てまぎれてまさ
ることありなむ。爲に上の如くなされしハ。此等の記されたるなり。
書紀の語らひにかかる謂をさとるべきなりかし）又正史にある
なれバ。さてありなむも。何てふ事ありなむと論へり。此論りて古の
実を知べし。次に聖徳太子も又其のり。推古天皇。
比賣命にまします。其上に。此皇太子世を執たまひしかれ
なるの時に坐ましゝこそハ。其の御政ハ治め給へる

定めん。然れとも。いかにも天皇に坐しまされい。書紀
に記されたる如く。録攝政以萬機悉焉。とはあるにて
当時乃実にて。遠からぬ事なれと。これを後世の
書に記すところ。官号にあらて。これ攝政の次
第ともいふへきにて。あらはさるを。職原抄攝政関白
の段に。推古天皇朝。皇太子厩戸皇子攝政。斉明天
皇御宇。皇太子中大兄皇子又攝政たりとあるもの
泥みたれは。古の実を失へり。この抄にいふ天智天
皇の御上に。入鹿を誅給ひし御功著く。孝徳の御
代。第川乃旧制を改給へるなど。此天皇に坐く

し。大御母尊の御代の間とらば。万の御政を。治給へ
りしこなれは。いふまでもなきこと。摂政にて。かゝ
る称ありしにはあらさるなり。故この三御代乃
摂政は。神功皇后も應神胎中に坐しゝより。つき
て御政を聞し食。聖徳天智は。ともに皇太子にて。
時の天皇比賣尊に坐しゝかも自ら天下を治給
へりしまでは書紀の如く。文を修めし説さんまゝ。
摂政なとゝいふへくは。外に辞もなかるへけれとも。なを
職の上より。云へき事にあらされは。これを唐堯ら舜
を挙て摂政と為するも同し事紛りなくいふまし。

僻事なり さることなれとも。後世試の摂政。在位摂政なとゝ名目さへ生事なり。元職掌乃名目に理りいふまでもやとおほけなき事なから。しめ申すまで。試摂政なしく。殊にいふことそハおほけなき。この称にあたるへし。この二所代なりしハなきを。わたくし聖徳太子まつせ天智天皇すゝを。為業を試て後。位を譲り給ひんの品にまたれるゝ。二所代の紀を讀てよ。いちしるき事なり。こうる称より事実を失ふことゝ少うたてけれかも しくし以てしく摂政としるすハ。良房
大臣に記されし。續て基経太政大臣関白をしりしより。
摂関の職。此の家にとゝまり。摂家とあかめへし。他
姓人任せることも叶ハ受給一人に師範して。四海
に儀刑たるハ。太政大臣の職にして何ぞハ。よしや
幼主に成せられ。此の職りくて天下を治め給んに。
何の欠たる事かあるへし。まして更に霍光か故事

に習ひて。摂関の職を立られしより。職の代の極く
なりけれやらくて一座の宣旨。内覧の宣旨なと云
ふもの起りしたれハ。太政大臣の職たゝやんと
なりて極のみおはしめり 一座宣旨とハ。太政大臣まて関白たらん時。左右大臣の上に居る事をゆるさるゝ也。よろ上座に並へくとりしの宣旨なり。又内覧ハりつもりの密奏にてなり。かの摂関の大臣内覧して。封しに実名の字を加へて。返さるゝこととあり。これ天下の威權。人の上にある儀をしるへきなり やすく扶桑畧記に云基経
懇乞帰政。不許。詔曰。社稷之臣非朕臣。宜以阿衡之
任為卿任。左大辨橘廣相筆也。或告基經曰。殿下豈
罷政乎。阿衡位高而不預事。基經曰。然則我間人而
已。何用之為。命放厩馬。奏曰去年閏十一月詔云。宜

以阿衡之任。為汝之任。臣不知阿衡之典職。心竊持疑。近聞博士議。僉曰。阿衡之任無典職。苟無典職。則崇高可知。以臣擬之。非所克堪。然居無典職之地。固臣之素願也。帝大駭。勅喩曰。太政大臣。援立先帝。保護朕躬。功大徳高。不愧周霍。去年下詔。関白萬機。而堅執閒退之志。夫聖王明主。猶藉宰輔。矧朕小子。頼公為治。而橘廣相草詔。失朕本意。朕欲废事仍舊。関白于公。而無拱仰成。基經乃奉詔。このくたり大日本史の文によれり。すゑの朝権次第に衰へ。親王らもむことをしらず極ゝにおはしまして。威権をとられ給ふ事能ハず。その

醍醐の皇子。小倉親王。前中書王兼明いとかしこくおはしまして。はじめハ源氏となりて。左大臣まで昇給ひけるを。貞元のはじめにやありけん。関白兼通平子右大臣頼忠を。左大臣になさまほしく思して。この親王を。足疾ありと申なしければ。卒に左大臣をやめて。二品の親王となし奉るなり。陽ハ尊くさるさまにて。実ハ其威権を奪る例なり。推量へきなり。親王すらかくのことくハ。諸王にいたりてハ。何のたのみかあらん。三代実録。元慶四年三月の紀に云。勅諸王喚辞。准諸臣之状。宜告文武百官。先

是式部省奏言。依令。三位四位五位六位。於太政官。寮已上司。及中國已下。各有喚辭。或称大夫。或称姓。今觀流例。只為諸臣。施此制也。於諸王則不論四位五位。総称其王。商量事理。尊卑失序。望請称大夫。称姓。一准諸臣。以允貴名之礼。從之。とぞ見えたるなど。上つ代ハ王臣をわかちし尊卑を。今もて官位によりて失序といへり 故文武の御代。淨冠を廃られて。諸王の衰ふる始なりといへるもやむを へて摂関の職。一家にとどまり。王いよいよ堪はやおはしけん。宇多の御門。敷島ふかく。菅原大臣を挙用させ給ひし。も威權を折きたまはんとおぼしけるなり。延喜の波風。舟をくつがへしぬ。後まのあたりよりは。謹られし方に向ひざらん 源光大臣ハ仁明帝之の源氏におはしける君。なる菅原大臣の。下位におはしけるを慢りて。時平大臣の議にくみして。彼大臣を讒られし也。大臣の流され給へる日。やうやく右大臣に任られ給ひ。非因し諸臣にまたがりはかくて。正しく皇胤におはして。かくもありし天皇の御心。御ぐみまもらせ給へることをも省みずて。自の栄えをのみねがひてざる讒言をいれしは名利を貪る人情なるをあらはせる。三平と称へ。いはれ三道と唱へ。ぬけきたりのほこりかし。兼通兼家両大臣のおとど兄弟ありて争ひ後らひ。なめき限なかりて其をいかるとも為給ふ事能はず。道兼乃。君を欺きたる事。らかおや子をも弄ふことありしな。父に功ありしと誇りて任じたる太臣関白に

いふなり。其の道長大臣の。この代を后三代として
おはりぬる歎つきざるなり。さる勢まで。これぞ藤原
氏の極まりし始めなり。そもそも天智の御門。入鹿を
誅給ひしより。鎌足の骨乃身ふりを草給ひて。官
職の制に移されぬるなり。幾く臣の威権を削りて。
大臣稜威ほしいまゝ。天臣制のやうにかくてかくに治
り行むとぞいはおもはしめぬ。人數く職てふ
ものを味ひ見れは。各おの其にあれつて。其の
形を調合するとみゆ。其の色を涤分ちあなく。
め侍くも重要なる。ものゝ備ある制あり給ひ

はれど。これにとりて君は益なし。いよいよ盛なり。おの
ほこり萬つ物ふらくのおいしませて臣の威
権みくのゝ成来し世の状勢を。この天皇天翔り
て。見をおりさへ。いよいよ思召まさんかし。かくり
しかるに後三条天皇の稜威最も。其の藤原氏の
勢をくじき給へりしは。文武天皇より三十年あまり
の御代をへて。いよいよ絶えたる御事也。故に教通
大臣は宇治に退き。教通大臣なども職を去る
ぞなりけり。然れは頼通は南圓堂作らんとしたる
時。國司再任の事を怒らせ給へりしも藤原氏の上

達部より出しも唯いたづらに。朝廷とよりて。大臣を務しありけれは。帝しけりへ振き坊には。失せられけりたるざるなりしに。其の御代々に及ぼしてさはかりの御稜威遂はされしは。いよ外の臣なりけん。能りあまりて。其の臣を遠ざけ給ひて。白河天皇ハ政を御身より出して。執柄の家手を出さしめたまはず。院中にて政をとり給ひ。公卿を擢ひて。大別當に補し。執事年預なとの職を置れしより。天下の政。宣旨官符に及ハす。院宣院廳の下文をもて。諸國に施行せしめるこの頃

師通関白おはしまさず。いかでかその位の先途の流門に。車さへ行はしやりあるべき。いかにされしかばひたすらにあらしめぬ。上下北面をも置れ。又國々の武士を武者所に集めて。院中の警衛とせらる。愚管抄に云。白川院ぞ。堀河院に御譲位有て。云。堀河院も世を給ひたる時は。重祚の儀はさしも何りぬへうりたると。院出家の後ハ。鳥羽院をつれまして陣の内に仙洞をしめて。世をハ行はせ給ひけり。光信。爲義。保清三人の检非違使を朝夕に内裏の宿直とはりのさせける

まかん。其間にいろいろしき物語ども有しかど。大事なら
ねハ其事つゞかず。位の御時に。一宮輔仁親王を
おそれさせ給ひきこえさせ給ひて。行幸の時ハ。義家。義綱
などいふ兵どもの。御後につかうまつらせ
られたりしハ。義家などがつゝしみてさぶらひ
たり。御とこそ申つたへたれ。此御門の御いへ
まつりも。かくやさて御防禦ありける。當時の御推
てあらんかし。此の法皇御出家ありて政をとり給ひぬ。
四十餘年ばかり鳥羽上皇も同じく院中にて
政を給ひしより。世も又一変の時とハ成にたり。

其間に堀河天皇。御位につかせ給ひしかど。白河法皇。萬事をきこしめし給ひしかバ。政の事ハ法皇の奏す
る給ひけるに。大臣もみな法皇の御心にしたがひて。再び議論する人もなかりけり。今やその御事ハおのづからなりけりとも。白河
法皇ハ。佛をふかくおがみ給ひ。此御門ハ熊野へ詣で給ふ事。凡四十餘度。ひとへに佛事のみ行給ひ。画
佛五千四百七十餘幅。丈六佛像一百二十七躯。等身佛像三千一百五十躯。
三尺以下佛像二千九百三十餘躯。七宝塔二十一基。小塔四十四万六千六百三十
餘基
とぞいひける。色好ませ給ひ。世の乱るゝ例多かり
きし八。二條関白の憤りたるもさる事にて院中の
政。めでたからぬよしをいひしとぞ。又自我の勢ひ。
されバ後三條の御代なりとも御心のまゝ大
臣の威権を折挫させ給ひしを。此法皇ハ其御心を継を
給ふなり。今やその幾代かの君ハ物ふかく忍び

かくのごとく移りかはりし代の手ぶりなりしかバ。
自ら訴をし便なき事のミぞおほかりけん。今に
はとやの山なのこりまじり給へれバ。気上る者あまた。
位を安く譲らせ給ひて。又寛平の例に做ひ
て院にゐまして上達部を別当に補し給へバ摂関なら
ずして事を執る所を開かれしかバ。これのやうにて。人
を摂し給ひ。これ源俊明。藤原顕隆
抑こ摂関大臣を憚られし及武者所に擢て物
部を置れて事しけれバ。院の権ハ愈あまねく。
権給へまじハ。かゝる公卿も力ある武士も皆院
中のみなれバ。何事の大将の権をとらん哉。

これなかれバ其の威権を折られんハおのづかし
院中なりてハ為のことなりて。らくおはいひ
給へるに摂ハあまとすの法皇方鳥羽上皇方
院の権やそれとぬ事のみ多くありしかバ。法
ひに保元平治の。いくさ戦乱か出来になりぬ。この
ごとき乃本末ハ。これがためにおほもとのはじめなれバ。今
あふ又ありて。みなりて清盛太政大臣に昇進したるも
しかれども身のみなるまゝに。太政大臣に
陞昇り。其氏人。公卿十余人殿上人三十余人。諸国
の受領衛府諸司らに年々国郡をとしる事。天の

下の半と云り。平時忠のいへりしハ。此氏人にはあ
らぬものハ人にしもあらずといひけんも。此
る頃なりて。その堂殿の栄曜とぞ思ふとき哉ハれ
しき物ゝあるも時とハ移りけり。これ摂関自
餘の大権退き。何の猛きもおもひけん。世中の陵威も。
忽ちに衰へさせ給ひけり。いでや藤原氏の威権ハ。職の上より
出来たれハ栄え誇りて。無礼なるものゝ兵権あるとし。それ
いかゞなりけん。記ゝはされも職といひ兵権といひ。虎の翼を添
ふる如く。権や人ら向ひさん。これぞ職の代の極みに
して。名の代と移る時なりけり